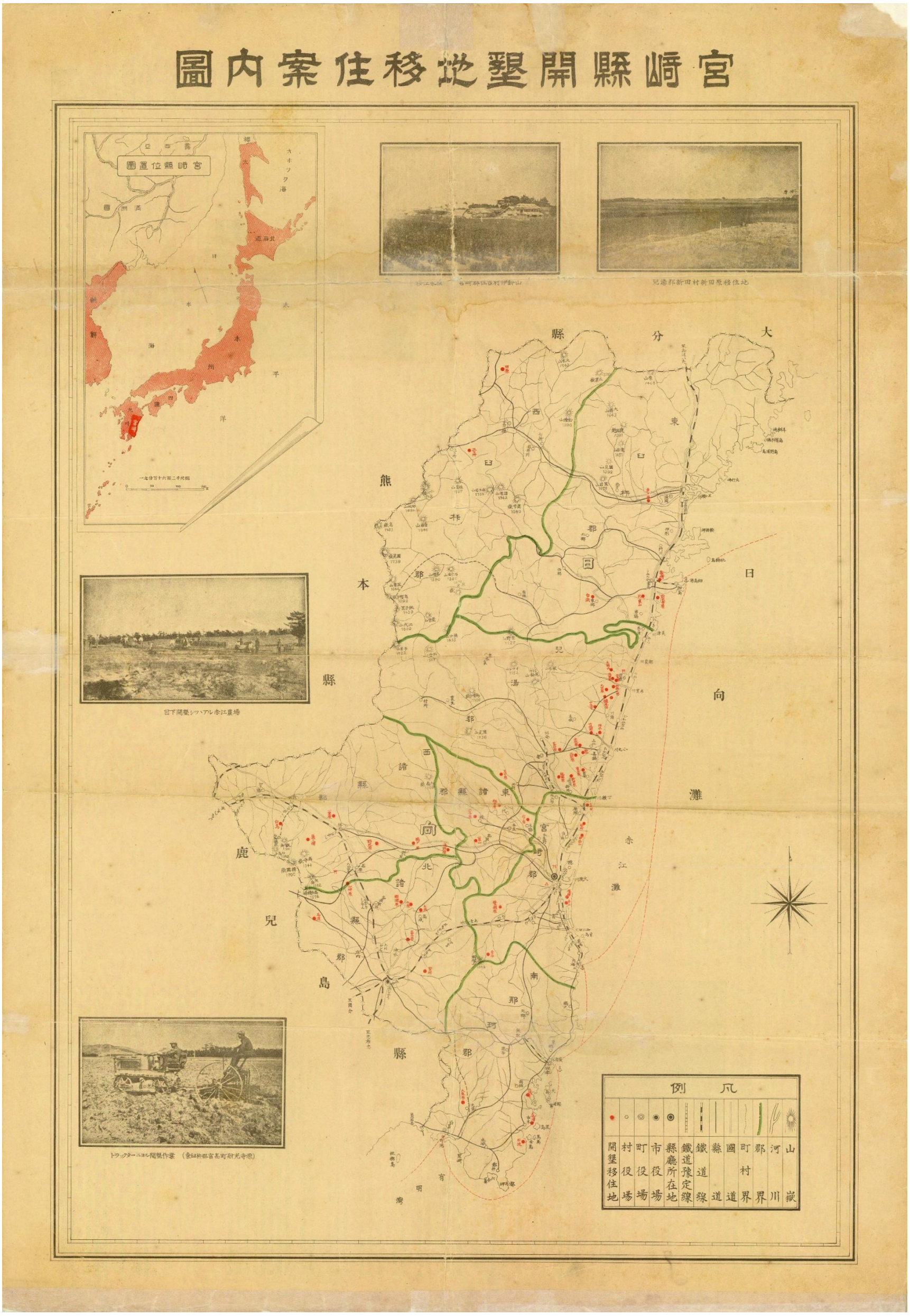
昭和百年の回顧
「大正・昭和初期における宮崎県への農業移住」



入場無料

期　　間　令和８年12月１日（火）～12月18日（金）
開館時間　９：００～１７：００
休 館 日　　土曜日・日曜日

場　　所　**宮崎県文書センター**（県庁６号館）

宮崎縣農業 移住案内

第一 宮崎縣の概況

吾が皇祖發祥の靈地宮崎縣は廣袤五百方里餘、人口七十八萬四千三百を算し一方里の人口千五百六拾八人に過ぎない、而して耕地面積九萬三千二百町歩に農家戶數は七萬七千九百五拾七戶で一戶平均耕作面積一町二反歩强に當り他府縣に比して割合に廣いのであるが、しかも開墾の餘地も亦頗る多く實に二萬六千町歩を超ゆる、然るに之を開發するには多大の資本と勞力とを要し廣く之を天下に求めねばならぬ。特に多數の農業者を移住せしむることを急務とし縣は多年之が招致に努めてゐるのである、左に本縣最近の事情を概說すれば

一、氣候 氣候は極めて溫暖で管內溫度最高攝氏三十五度七分最低五度七分位で其差少なく實に凌ぎ易い健康地である、一年の降雨量は二千乃至三千粍位で春から梅雨期にかけて殊に降雨多く秋冬は乾燥し概ね快晴である。

宮崎縣平年の氣溫

觀測所	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
宮崎	六、九度	六、九度	九、九度	一四、五度	一八、三度	二二、二度	二七、六度	二六、八度	二三、六度	一八、〇度	一四、四度	九、九度
上江	七、〇	七、〇	一〇、〇	一五、二	一八、三	二一、七	二八、一	二七、五	二三、四	一八、八	一四、三	一〇、二
都城	五、〇	五、七	九、四	一四、四	一七、五	二二、四	二七、四	二七、〇	二三、四	一七、五	一三、九	八、五
小林	五、八	六、二	九、四	一四、三	一七、五	二一、一	二六、九	二六、三	二三、三	一七、三	一三、〇	八、二
三田井	四、二	三、九	八、七	一三、四	一六、〇	一九、九	二五、九	二五、五	二〇、三	一六、二	一一、一	六、三
岡富	八、〇	六、六	九、七	一五、三	一八、三	二二、六	二七、六	二七、一	二三、二	一八、五	一三、七	七、七

平均降霜季節表

觀測所	宮崎	上江	都城	小林	三田井	岡富
終霜	四月六日	四月六日	四月六日	四月六日	四月二九日	三月二八日

[illegible]

縣內主なる市町の人口數並に教育機關

市町名	人口	學校名
宮崎市	三七、一九二	高等農林學校、師範、中學、女學(四校)、工業、商業、農學校
都城市	三六、八七〇	中學、女學、商工、農學校
東臼杵郡延岡町	三四、五四〇	中學、女學、商業、裁縫學校
東臼杵郡富高町	[illegible]	農學校、實科女學校
西臼杵郡高千穗町	[illegible]	農學校、實科女學校
兒湯郡高鍋町	[illegible]	中學、農學、實科女學校
兒湯郡妻町	[illegible]	中學、女學校
兒湯郡都農町	[illegible]	
兒湯郡美々津町	[illegible]	
東諸縣郡高岡町	[illegible]	
東諸縣郡本庄町	[illegible]	
西諸縣郡小林町	[illegible]	實科女學校
北諸縣郡庄內町	[illegible]	農學校
南那珂郡飫肥町	[illegible]	中學校、女學校
南那珂郡油津町	[illegible]	
南那珂郡福島町	[illegible]	中學校、農學校、女學校
宮崎郡佐土原町	[illegible]	
宮崎郡赤江町	[illegible]	女學校

四、農業 昭和五年度に於ける本縣農業生產額は三千九百拾四萬圓餘で總生產額八千四百拾萬圓に比し四割六分五厘に當る。農家戶數は七萬七千九百五十七戶で全戶數拾參萬五千六百五拾六戶の五割七分四厘を占めてゐる。農家一戶當りの耕作反別は前述の如く一町二反歩强で、悉く二毛作、三毛作を行ひ得るから、其經營は比較的安易である。然かも氣候溫暖であるので之を利用して、各種の作物の促成又は抑制栽培をなすことが出來る。

日向米の聲價が夙に全國に認められて居るのは申すまでもないが、本縣の稻作は近年氣候に適應した晩稻化によりて一大革命を遂け、著しく收量を增したのみならず、麥、蕓苔の裏作も益々其反別を增し、水田に於ける蔬菜の間作も頗る有利に行はれて居る。海岸地方に於ける早作り蔬菜は最近すばらしい勢で北九州は勿論、關西地方より關東方面までも進出し、高臺地方に於ける養蠶、製茶、果樹栽培も亦近年長足の進歩をなし尙ラミーは一年三回の收穫が出來るので將來有望の作物として縣では大に力を入れて居る、果樹類は梨、柿、栗、柑橘等に適し、日向夏蜜柑は本縣の特產である、畜產は土地廣きが爲め頗る盛で、古來名馬を產し現今も馬產地として有名であるが、牛も亦山間部地方に頗る多く年々增加する養鷄、養豚は農家の副業としても最も適當するものとせられて居る。

五、工業 本縣の工業生產年額は二千四百拾三萬圓を算し、蠶糸を筆頭として肥料、酒類之に次ぐ、近時交通機關の發達の豐富に依て逐年發達の趨勢を示してゐる。

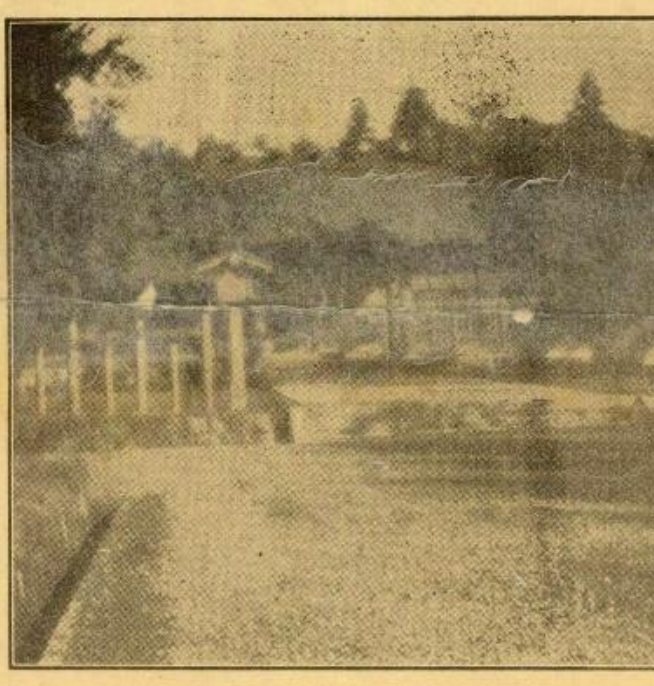
六、商業 近年交通機關の發達と各種團体の活動の結果產業の發達著しき進境を見るに至り、商業も相當殷賑の域に進んだ農、林、畜產物及其他製作品は直に各都會市場に移出せられ北九州や京阪地方との取引は勿論、最近東京方面へも進出して販路を擴張するに至つた、又縣內の需要品は日々汽車、汽船によりて移入せらるゝから需要品の購入に對しては便利であり、日用品の如きは各地方如何なる僻地に於ても之を求むる事が出來る。

七、林業 本縣山林原野の面積は約四十三萬九千餘町歩で縣總面積の約八割强を占め、最近の林產物の年產額は約二千萬圓で木材薪炭が主なるものであり、農家副業として竹林經營、椎茸栽培等盛んである、經濟上重要なる位置を占めてゐる。

八、水產 本縣の海岸線は七十七里(外に島周十里)に及び昭和五年度に於て水產總額は五百四拾七萬餘圓である、太平洋に面し海流の影響を受くるので鰤、鮪、鰹等の漁獲盛で、漁期に入れば油津方面は大に活況を呈するのであるが近海漁業は比較的單純である。

第二 移住者を要する開墾地の狀況

本縣に於て農業移住者を必要とする土地は主として高臺地帶に於て、十町二十町乃至百町歩內外の集團をなせる山林原野又は切替畑の荒れたのなどで、多くは民有地であり、既墾地の中に點在して居るのが多い。卽ち在來農家が勞力不足の爲め放擲せる土地であつて、數千町歩の大集團地でもなく、又安價に拂ひ下け得らるべき國有林野が澤山ある譯でもない。然し乍ら或は鐵道に沿ひ或は國縣道に接し何れも交通比較的に便利で、氣候溫和に、地味肥沃なる點に於て、開き殘されたる土地としては洵に有利なる條件を備へて居るのである。左に最近の調査による移住豫定地の主要なものを擧ぐれば



官幣大社宮崎神宮

一、移住豫定地町村別表

郡名	町村名	開田豫定面積	開畑豫定面積	計	移住者招致豫定戶數
宮崎	廣瀨	七〇町	八〇町	一五〇町	五〇戶
仝	赤江	—	一五〇	一五〇	三〇
仝	田野	—	一〇〇	一〇〇	三〇
南那珂	大束	五〇	一〇〇	一五〇	二〇
仝	南鄉	五〇	三〇	八〇	三〇
仝	市木	—	三〇	三〇	二〇
北諸縣	沖水	一〇〇	五〇	一五〇	二〇
仝	三股	一五〇	三〇	一八〇	三〇
仝	高崎	五〇	二〇〇	二五〇	一二〇
仝	西嶽	五〇	一〇	六〇	二〇
仝	山之口	一〇〇	五〇	一五〇	三〇
西諸縣	小林	—	一九〇	一九〇	五〇
仝	飯野	三〇	一〇	四〇	二〇
仝	野尻	三三〇	一五〇	四八〇	一六〇
仝	高原	六〇	一〇〇	一六〇	五〇
東諸縣	高岡	—	一五〇	一五〇	五〇
仝	綾	—	一〇〇	一〇〇	三〇
仝	八代	—	一〇〇	一〇〇	二〇
仝	木脇	—	一五〇	一五〇	五〇
兒湯	三財	一五〇	—	一五〇	三〇
仝	都於郡	一〇	三〇	四〇	一〇
仝	上穗北	—	五〇	五〇	四〇
仝	新田	—	三〇〇	三〇〇	一〇〇
仝	富田	—	一五〇	一五〇	六〇
仝	上江	三〇	一〇〇	一三〇	五〇
仝	川南	一、五〇〇	一〇〇	一、六〇〇	二〇〇
仝	都農	五〇	一五〇	二〇〇	八〇
東臼杵	富高	六〇	七〇	一三〇	五〇
仝	東鄉	一〇	二〇	三〇	一〇
西臼杵	三ヶ所	五〇	一五〇	二〇〇	二〇
仝	田原	一〇〇	一〇〇	二〇〇	二〇
計		三、〇〇〇	三、〇〇〇	六、〇〇〇	一、五〇〇

二、土地の價額及小作料 土地の價格は地方により、又た其の時の事情如何によりて異るので、一概に云へないが、大体左の如きものである。

地目	反當價額 上	反當價額 中	反當價額 下	反當小作料 上	反當小作料 中	反當小作料 下
田	三五〇円	二〇〇円	一〇〇円	玄米一、二石	〇、八石	〇、四石
畑	一五〇	七〇	四〇	〇、四	〇、二	〇、一
山林	一〇〇	五〇	三五			
原野	七〇	四〇	三〇			

小作料は新墾地に於て開墾費を地主が負擔するときには鍬下年期一ヶ年、小作人が負擔するときには工事の難易、地味の良否によりて二ヶ年より五ヶ年位の鍬下年期が與へらるゝ、小作契約は從來口約により簡單に濟ましたものもあつたが、近頃契約書を取り替はす樣になつた。

三、開墾の方法

移住地の開墾は田を開く場合には多く地主が出資し、畑を開くときには小作人が自家勞力により工事をなすのが普通である、開墾に要する勞力は土地の狀況、立木又は石礫の有無等に依り一樣でないが、開畑一反當り原野は二十人乃至三十人、山林の場合には三十人乃至五十人を要しトラクターを利用すれば十人乃至二十人位の節約が出來る。開田では地面切均し其他一切に反當五六十人より百人內外を要するが普通で、別に水路工事其他水源設備に五十圓乃至百圓位の費用を見込まねばならぬ。開田開畑の豫定地は前表により相伴して居るが、開田には特に水利の便を得ることが必要であり、之には相當費用を要するので廣い區域に亘り共同してやらねばならぬ。從つて簡單に出來ぬので移住者の多くは畑地開墾に從事し畑地を主とする農業を經營することとなる、斯る場合に附近に於ける古田の二、三反歩を小作地として手に入るゝ如きことは必ずしも困難でない。

第三 移住地に於ける農業經營

本縣は氣候溫暖で而も地味良好であるから各種の作物を栽培するに適しておるが、就中、里芋、甘藷、蔬菜、桑及茶等は最も有利なる作物である。其の耕作方法は他府縣の夫と比して變りはないが、其の地方の事情によりて特殊の注意を要する點もあるから當局や地元老農に就て充分調べる事が必要である。然し從來の移住者の狀況から察するに移住者の成功、不成功は農耕方法の巧拙よりも寧ろ農業經營方法の適否の方が大切であるから移住地の事情や自家勞力の如何によつて最も適當な作物を選定し或は有利な副業を加へ或は土地の利用法を考案して複合的の經營法を實行する事が必要である。參考の爲め移住地に適當と認めたる特殊な作物及副業に就き其の概要を記すること〻する。

一、陸稻 陸稻は移住地に於て最も重要なる作物で開墾地には特に適當する、移住地は大概水田の少き地方であるから、移住者の食糧は主として之に據らなければならぬ。故に必ず三分の一內外の面積に陸稻栽培を行はなければならぬ。

二、麥類 麥は縣下至る處栽培に適せざる地方はなく、農家の食糧、味噌、醬油の原料、家畜の飼料として必要であるが梅雨期にかゝると被害があるから早く收穫する樣注意を要する。

三、甘藷 甘藷は本縣の氣候に最も能く適し開墾地に最適である。近年交通の便が宜しいから農家の副食物、家畜の飼料に使用する外工業原料として盛に他府縣に移出せらるゝばかりでなく之が促成品は市場に珍重せられ相當高價に北九州、阪神地方に搬出せられつゝあるから其の栽培は移住地に於て最も有利である。

四、其他普通作物 以上の外大豆、蕎麥、粟、蕓苔等は何れも本縣の氣候風土に適せざるものなく大豆、蕓苔等は地方により大面積に栽培せられ本縣農業生產品中相當の地位を占めておる。殊に本縣は氣候の關係上一年に二回以上の作付が出來るから土地利用上から是非此等作物を栽培する事が[illegible]である。

五、養蠶 養蠶は本縣の氣候風土に適し一年に四回乃至五回の掃立飼育を爲す事が出來る移住地は殊に腐植質で桑樹の栽培に適するから移住農家の副業として最も主要なるものである。

六、畜產 本縣は土地廣濶であるから畜產業に適し古來優良馬を產出する事に於て有名である。牛は年々增加するも尙縣內需要及縣外搬出の數を補充するに足らざる有樣で將來生產の增加を必要とする。尙開墾地の耕作には牛馬は是非共無くてはならぬもので肥料自給上より見ても必要である。

七、養鷄、養豚 此の事業も亦移住者の副業として甚だ好適し殊に養鷄の如きは婦女子の仕事として適するから必じ飼育するを得策とする。

八、茶 本縣の氣候風土は茶樹の成育甚だ佳良にして一ヶ年三四回の摘採をなす事が出來、農家の副業として極めて有利である現在に於ける縣下の茶畑面積約二千町歩產額は百餘萬圓で未だ多量と云ふ程でもないが近時機械により摘採及製茶せらるゝから經費と勞力を著しく節減し益々有望なる事業で年々其の栽培面積を增して居る。

九、苧麻 本縣に於ては苧麻が氣候風土に適し且有利なるを認め大正十五年より之が栽培を奬勵し昭和三年度より國立苧麻試驗場を川南村に設立せられ將來有利なる農家の副業生產品たる見込がある。

作物は各地の氣候や土質等によりて一樣ではないが主要作物に就き參考の爲宮崎縣主要農作物品種名並其の反當收量、作付及收穫の時期を示せば左表の如くである。

イ、宮崎縣主要農作物優良品種名

品種名		出穗期	成熟期	草丈	反當收量
水稻	石割三號	九月一日	十月九日	[illegible]	[illegible]
	山中二號	仝 一日	仝 七日	[illegible]	[illegible]
	山中三號	仝 一日	仝 七日	[illegible]	[illegible]
	雄町三號	仝 二日	仝 十二日	[illegible]	[illegible]
	三井神力一號	仝 六日	仝 十九日	[illegible]	[illegible]
	旭一號	仝 四日	仝 十六日	[illegible]	[illegible]
	神力四號	仝 三日	仝 十六日	[illegible]	[illegible]
陸稻	熊本四號	八月廿日	十月五日	[illegible]	[illegible]
	オイラン一號	仝 廿一日	仝 一日	[illegible]	[illegible]
	陸稻神力一號	仝 廿四日	仝 五日	[illegible]	[illegible]
	團子糯二號	仝 廿五日	仝 二日	[illegible]	[illegible]
	熊本七號	仝 廿二日	仝 六日	[illegible]	[illegible]
裸麥	三月裸一號	三月廿六日	五月三日	[illegible]	[illegible]
	佐賀大粒二號	四月十一日	仝 十七日	[illegible]	[illegible]
	小鯖一號	仝 十四日	仝 十六日	[illegible]	[illegible]
	ネザレ二號	仝 十六日	仝 廿三日	[illegible]	[illegible]
小麥	早生小麥	四月十四日	五月廿六日	[illegible]	[illegible]
	畿內三年四三號	仝 十五日	仝 廿八日	[illegible]	[illegible]
	四國穗揃一號	仝 十九日	仝 廿八日	[illegible]	[illegible]
	貞坊主一號	仝 廿三日	六月一日	[illegible]	[illegible]
	筑前二號	仝 廿八日	仝 五日	[illegible]	[illegible]

ロ、農作物反當收量竝作付及收穫期

種類	播種期	收穫期	普通收量	最大收量	備考
水稻	自四月下旬 至五月中旬	自十月上旬 至十一月上旬	二、〇〇石	四、〇〇石	
陸稻	仝 五月上旬 五月下旬	仝 十月上旬 十一月上旬	一、一〇	二、〇〇	
裸麥	仝 十一月上旬 十二月上旬	仝 五月上旬 五月下旬	一、七〇	三、〇〇	
小麥	仝 十一月上旬 十一月下旬	仝 五月上旬 五月下旬	〇、八〇	二、〇〇	
小豆	[illegible]	[illegible]	〇、四〇	一、四〇	
大豆	[illegible]	[illegible]	一、〇〇	二、〇〇	
粟	[illegible]	[illegible]	一、二〇	二、〇〇	
蕎麥	[illegible]	[illegible]	〇、八〇	一、二〇	皮付ノマヽ
甘藷	[illegible]	[illegible]	四〇〇貫	八〇〇貫	挿蔓期五月下旬ヨリ六月中旬
蘿蔔	[illegible]	[illegible]	一、〇〇〇	二、〇〇〇	
里芋	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	普通作ヲ示ス
牛蒡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	尙六月頃迄ハ播種スルコトアリ
西瓜	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	普通作ヲ示ス
蕓苔	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
煙草	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	移植期四月
茄子	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	移植五月上旬
南瓜	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	普通作ヲ示ス
胡瓜	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	仝右
大麻	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	水田ノ裏作トシテ有利ナリ

一〇、蔬菜の早熟促成栽培 本縣は氣候溫和にして年平均十六度七分に上り園藝經營上有利なる天惠を有し最近海陸運輸の便開かるゝと共に販路を著しく擴張せられ今や其の面目を一新して躍進的發達を見る樣になつた。昭和五年度の作付反別は一萬町歩にして產額六百萬圓に達し昭和七年度の移出豫想額は二萬三千噸に達せんとする趨勢である。又縣に於ては各種園藝農作物の栽培を奬勵し就中蔬菜の早熟促成栽培に意を注ぎ組合をして市場向種類及品種を指定せしめ更に生產物の檢査統一、荷造りの改善を圖り之が商品化に務め又縣農會は專ら販賣斡旋に當つて居る。

之等早熟促成栽培の主なる種類及品種名は左の如きもので其の播種期、收穫期並に反當收量は大体左の如きである。

種類	品種名	植付期	收穫期	反當收量	備考
西瓜	大和	三月上旬	六月上旬	[illegible]	[illegible]
南瓜	黑皮早生	二月上旬	五月中旬	[illegible]	[illegible]
胡瓜	落合	二月中旬	五月中旬	[illegible]	[illegible]
茄子	佐土原長茄子、宮崎茄子、石川早生	四月上旬	五月下旬	[illegible]	[illegible]
里芋	愛媛早生	三月下旬	六月中旬	[illegible]	[illegible]
トマト	ベストオブオール、アーリアナ	一月上旬	五月下旬	[illegible]	[illegible]

早熟促成蔬菜收穫高調

種類	昭和六年度 收穫高	昭和六年度 價格	昭和七年度 豫想收穫高	昭和七年度 豫想價格
南瓜	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
西瓜	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
胡瓜	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
里芋	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
其他	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

而して生產品は東京、橫濱、名古屋、北陸、京阪神、中國及九州地方の各都市へ移出せられ著しく賣價を認められつゝある。

一一、果樹 果樹にありては柑橘大部分を占め溫州蜜柑は最近阪神及北陸九州地方に移出せられ殊に日向夏蜜柑は本縣の原產で品質外觀共に本邦夏蜜柑の優品なるを以て年々數十町歩の新植を見る狀態である。尙縣下を通じて梨、柿、栗等到る所栽培せらる。

第四 移住者の心得

移住希望者は移住前に一應實地を視察して移住地の事情や農業狀態又は交通其の他各般の事項に就き充分調査するを要する

一、移住の方法 普通移民として本縣に移住するは全く自由にして別に官廳の許可を受くる必要なく隨時移住差支へない、而し普通農業移住せんとする人には縣の希望する移住豫定地(裏面圖參照)に移住するを最良の方法とす。

而し移住者自ら土地の所在を發見するには多くの時日と費用を要するのみならず且容易の業で無く尙賣拂ひ又は貸付すべき土地は殆んど民有地なるを以て自然時日と共に變り行くは當然なり、

先づ移住せんとする者は移住視察前に移住問合の方法で大体事情の概念を得たる後縣耕地課に出廳して移住係から各地の移住地に就き各種の事項を聽取し視察するが良い。視察に當つては各地の移住地域や賣拂地に付詳細說明を聞いて移住後の經營方針を究めた上で移住するが怜悧な方法である。

二、移住者の資格 本縣開墾地に移住せんとする者は左の資格を具備せねばならぬ。

(イ) 現に農業に從事し且つ移住後も農業を專業とし永住の決心を有する者

(ロ) 身体强壯にして人に嫌忌せらるゝ樣な疾患なき者

(ハ) 素行正しく刑罰を受けた事なく酒癖、賭博等の惡習なき者

(ニ) 旅費、家屋建築費、牛馬、農具等農事上必要なる資金並に初收穫迄の食費等の用意ある者

三、移住資金 移住資金の多少は移住後の成功に非常に關係があるから充分に準備せねばならぬ。其大略の見積りは左の通りである。

移住家屋建築費 一〇〇〇圓 建坪二〇坪以上建築費千圓以上のものには四〇〇圓以內の奬勵金が交付さる、但し移住當時はバラック建にても可なり。
家畜代 七〇 牛又は馬一頭代
農具代 五〇 全部購入するものとしての見積
肥料及種苗費 五〇 初年一町歩耕作の場合
食費 二〇〇 夫婦二人子供一人としての一ヶ年分
雜費 一〇〇
計 一、四七〇圓

資金の乏しき者は當初小屋掛として辛抱し、他はなるべく開墾耕作の費用に充つるが得策である。農具や家畜も出來るなら携帶するがよい。旅費は遠近によりて一定せぬが別紙申込書に依り申込めば移住者には汽車汽船の五割引證が交付さるゝ。

四、移住の時期 移住の時期は別に限られてないが、作物作付けの關係上、冬作よりせんとする者は十一月頃迄に、夏作よりせんとするものは四月頃迄に移住するがよい。開墾をなさんとする者は秋から來て春作に備へ、小作をなさんとする者は小作地入れ替の時期卽ち十一月頃から翌年二月頃までが便利である。

五、携帶荷物 手荷物は勿論農具及家具等に至る迄運賃割引の特典があるから可成之を携帶するが宜しい、殊に農具類は從來使用に慣れたるものを持參すれば作業上にも便益が多く、又家具類は勿論食糧、味噌、醬油等も現在所有するものは可成之を携帶し移住地に於て新に購入せざる樣準備するを要する。

六、移住の順路 移住の順路は其の出發地によりて海路、又は鐵路に依らなければならぬが海路による時は、細島、土々呂又は內海港に上陸するを便とす。細島港又は土々呂港に上陸すれば日豐線により各驛に通じ、又內海港に上陸する時は輕便鐵道により約一時間にして宮崎市に達し、全く鐵道に依るものは日豐線門司驛又は吉松驛より縣內各驛に達し得らる。

七、宅地及移住家屋建築材料 移住家屋建設地は開墾地域內か又は之を隣接したる土地にして何れも土地高燥で水害を蒙るが如き所は殆ぎない、飲料水は多くは井水を用ひ各地共地下三、四間を堀れば大抵清淨なるものを求められる。建築材料も總て移住地附近で豐富に產出するので比較的廉價に求めることが出來、關係地主より特別の便益を圖る事にもなつてゐる。

八、本縣の事情 賣拂地竝貸付地の有無及縣町村竝組合の移住の奬勵方法等を詳細知らんとする者は先づ既に移住せる親戚知人に問ひ合するか又は質問の個條を明記し返信料を添へ本縣廳耕地課或は移住せんとする土地の役場又は組合に問合せられたし。

第五 開墾地移住奬勵に關する施設

一、移住地の開墾助成 開墾開田面積が五町歩以上である時は開墾助成法により事業費に對し四割の助成が受けられるので本縣では其の測量設計並指導監督をなし助成の恩典に浴する事が出來るやう取計ふのである、是に縣は農林省から牽曳機を借入れ縣技術員之を操縱して開墾作業を助くる、之に依り荒起し荒把きが出來るので當業者は其の前の拔根や其の後の整地を爲せばよいので相當の勞力を節約する事が出來る。

二、移住部落の構成指導 移住豫定地の多くは二、三十町歩以上の集團地であるから一團地每に少なくとも十戶以上の移住者を招致し新農村を建設せしめなる可く共同的施設經營を行はしむると共に自治的活動を促し縣は之に對し充分助成指導を爲さんとするものである、故に可成同鄉の者の團体的移住を希望するのである。

三、移住家屋建築の奬勵 前項の如く開墾助成法に依り事業を施行する地區に於て移住者又は地主が移住のため必要な家屋を建築する場合には縣は建坪二十坪以上建築費一千圓以上のものに限り一戶當四百圓以內の奬勵金を每年度豫算の範圍內に於て交付する事になつてゐる。

四、共同建造物建設の奬勵 移住者が共同互助の精神を養ひ共同作業を行ひ又は生活上共同の利便を圖るがため公會堂、作業場、病院、浴場、神社佛閣、飲料水設備等の共同建造物を建設したる場合は縣は其の建設費に對し四割以內の奬勵金を交付するのである。

五、移住地經營及生活上諸般の指導 移住地に於ける農業經營に就いては技術的經濟的各方面から周到なる指導斡旋をなし或は移住土地の買收、分讓、小作地の斡旋其他移住地に於ける諸般の事項に就ても夫々助成斡旋をなす。

六、汽車汽船の割引 開墾地に移住せんとする農業者には汽車汽船及電車の割引證(乘車賃及手荷物の無賃制限超過分に對しては五割引、大貨物に對しては二割引)が交付せらる。

本縣に移住せんとする希望者にして汽車、電車、汽船の乘車(船)の割引證の交付を引受けんとするものは願書を提出しなければならぬ、願書は左記雛形第一號、第二號樣式によつて作成し地元町(村)長の移住證明書を添付し其の町(村)役場を經由し宮崎縣知事宛に差出すこと。但し割引證の有効期間は交付後六十日間なり。

(第一號樣式)

汽車、汽船、電車乘車(乘船)割引證下付願

今般左記家族同伴 月 日前後 何郡何町(村)何開墾地ニ何々ノ目的ヲ以テ移住致度候條開墾土地移住民ニ對スル汽車、電車、汽船ノ特別割引證御下付相成度別紙移住證明ヲ相添ヘ此段及御願候也

年 月 日 現住地 姓 名㊞

同伴スル家族 仝 姓 名㊞ 仝

宮崎縣知事殿

(第二號樣式)

移住證明書

原籍地 縣 郡 村 番地
現住所 縣 郡 村 番地

一、移住者 戶主(又ハ戶主某何男)何 某 年 月 日生
妻 何 某 年 月 日生
父 何 某 年 月 日生
母 何 某 年 月 日生
一、經歷 (學歷ハ勿論特ニ軍人軍屬ニ關係アルモノハ之ヲ記入ノ事)
一、現職業 (農業又ハ日稼等)
一、資產 (田何段、畑何段、現金何千圓、貸金何千圓、其他合計)
一、賞罰ノ有無
一、移住希望地 (何郡何村字何々開墾地)
一、希望事項 (田地何程買入又ハ小作何段其ノ他)
一、移住時期 (年 月 日)
一、農具、家具 (携帶又ハ移住地ニテ購入等)

年 月 日 右申込者 何 某㊞

右相違ナキ事ヲ證明ス

年 月 日 縣 郡 町村長 何 某㊞

第六 主要なる開墾農業移住地の概況

一、宮崎郡廣瀨村、住吉村伊鈴山地方

イ、收容地 主として廣瀨村下山、炊田並住吉村伊鈴山地方の民有畑又は開田、開畑適地にて約五十戶の移住戶數を收容せらる

ロ、位置 宮崎市を距る北方二里乃至三里の沿海地帶で生產物の販賣並に下肥の運搬には便利である

ハ、地勢及土質 地勢一般に平坦なれども土質は砂質に富める壤質砂土なるを以て蔬菜の早熟促成栽培並に菜蔬栽培に適し日向南瓜及千切大根の主產地である又水田も略畑地と同樣なる土質にして濕田多し

ニ、交通 日豐線次郎ヶ別府驛、廣瀨驛は各地區に接し國道は南北に貫通し交通は至便である

ホ、收穫量 畑瓜類は反當百圓內外、稻作、麥作は何れも反當一石內外、大豆一石、甘藷四百貫、煙草百圓內外、菜蔬七〇〇貫內外である

ヘ、小作料 反當平均畑は玄米三斗乃至四斗、水田は五斗內外である

ト、副業 養豚、養鷄、養蠶等行はる

二、宮崎郡赤江町地方

イ、收容地 津屋原並松崎地方の民有松林及蜩原開田地にて約三十戶の移住戶數を收容せらる

ロ、位置 宮崎市を距る東南約一里乃至二里の沿海地帶である

ハ、地勢及土質 地勢一般に平坦なるも土質は砂質に富める壤質砂土なるを以て蔬菜の早熟、促成栽培、煙草栽培並に豌豆栽培等には最も適す

水田は沖積土にして肥沃なるも排水不良にして水害の虞がある

ニ、交通 日豐線大淀驛より分岐せる內海線田吉驛、南方驛より十町內外の位置にありて宮崎市の郊外地にして交通至便である

ホ、收穫量 畑地の蔬菜類百圓內外、甘藷四百貫、煙草百圓內外にして水田は稻作一石二斗內外である

ヘ、小作料 畑反當一斗五升乃至三斗五升、水田反當一石二斗內外である

ト、土地價格 畑反當平均八十圓乃至百圓內外、山林原野五十圓乃至七十圓內外水田は二百圓內外である

チ、副業 養蠶、養鷄等に過ぎず

リ、教育、衞生等 小學校は最も遠方の地點より一里を越えず、中等學校は宮崎市にあるを以て自宅通學出來る、醫者等も十町內外の地にあるを以て不安を感ずる事はない

三、宮崎郡田野村地方

イ、收容地 全村に亘り約三十戶を容るゝ餘地がある其の主なる地區は田野原及鷺瀨原附近の民有地である

ロ、位置 宮崎市を距る西南方約四里田野町の周圍に介在す

ハ、地勢及土質 兩地區共臺地上の平坦地で西南方に山を負ひ土質は腐植質壤土で地味良好である

ニ、交通 日豐線田野驛は地區に接し宮崎より都城地方に通ずる國道は其の中央田野町を南北に貫通し交通は至便である

ホ、收穫量 陸稻平均反當一石三斗、麥一石、甘藷四百貫、大豆一石、桑葉三百貫、水田稻作は二石を普通とする

ヘ、小作料 畑反當二斗乃至三斗、水田八斗內外である

ト、土地價格 畑反當平均七〇圓、山林原野平均五十圓、水田反當二百圓內外である

チ、教育衞生其他 地區より十町以內にある田野町には商店、學校、役場、醫者等ありて不安を覺ゆる事はない

リ、副業 養蠶、畜產盛んに行はる

四、北諸縣郡高崎村地方

イ、收容地 全村に亘り約二百戶の移住戶數を收容し得る餘地があるが主なる地區は繩瀨原、千原の民有地及山の神原の國有原野である

ロ、位置 繩瀨原、千原は日豐線高崎新田驛から東南方約一里內外である、此地區は三池土木株式會社が巨額の費用を投して用水路を開鑿し約五十町歩を土地所有者と契約し開田せるものである

又千原は繩瀨原地區に接續する約百町歩の開田地を有する地區にして相當の移住者を招致してゐる、山の神原は目下開墾豫定地で開田面積八十町歩、開畑面積百餘町歩で高崎驛の西南方一里內外の地である

ハ、土質 何れの地區も稍々不規則な高臺地で土質は火山灰壤土で地味中等である

ニ、交通 三地區共に高崎新田驛に近く縣道、里道の設備もよく物資の供給は高崎新田町に仰ぐ

ホ、收穫量 陸稻反當一石四斗內外、大豆一石、蕎麥一石、甘藷四百貫、附近の古田は玄米二石內外である

ヘ、小作料 畑反當玄米一斗五升乃至二斗、水田一石內外を普通とする

ト、土地價格 畑反當五十圓乃至七十圓、山林原野五十圓內外水田二百五十圓內外である

チ、副業 養蠶最も適し養鷄、畜產も又良好である

五、西諸縣郡小林町地方

イ、收容地 主なる地區は巢之浦の町有地、一重原、堤原の民有畑及原野である

ロ、位置 巢之浦は日豐線小林驛より西南方約一里、一重原堤原は小林驛より西方一里半の地にある

ハ、地勢及土質 巢之浦地區は夷守岳の麓にあり、西方は夷守山を負ひ、東面せる緩傾斜をなすも一重原、堤原は平坦地である、土質は何れも火山灰質の腐埴土で地味は良好であるが堤原は幾分砂質多きため地味稍々劣る

ニ、交通 日豐線小林驛に近く且つ里道の設備もあるので不便を感ずることはない

ホ、收穫量 陸稻平均反當一石三斗、麥一石、甘藷四百貫、附近の古田は玄米二石を普通とする

ヘ、小作料 畑反當平均玄米にて二斗內外、古田一石內外

ト、土地價格 畑反當平均五十圓內外、山林原野は四十圓乃至五十圓、古田は二百五十圓內外を普通とす

チ、巢之浦地區 本地區は總面積百七十町歩で總て畑地、原野である現在町有地なれど近き將來に於て全部移住者に賣價にて拂ひ下ける豫定である

リ、副業 畜產を主とし養蠶養鷄も盛んに行はる

六、西諸縣郡野尻村地方

イ、收容地 全村に亘り約百六十戶を收容する餘地があるが主なる地區は漆野原、鶴戶の原、野尻原の民有田畑並原野山林である

ロ、位置 漆野原は宮崎市を距る西方七里、鶴戶原は宮崎市を距る十一里の西方にして村役場より南方に約十町の地にあり、野尻原は日豐線小林驛より東方約三里の野尻村役場所在地たる野尻町の附近である

ハ、地勢及土質 野尻原は高原的平原で漆野原、鶴戶原は高臺地で山林原野を以て圍まれる且つ兩地區共緩傾斜をなすも耕地としては毫も差支ない、土質は各地共火山灰質腐埴土で地味中等である

ニ、面積 漆野原は開田地百二十五町歩、開畑地四十五町歩鶴戶原は開畑地五十町歩、野尻原は開田豫定地二百二十町歩、開畑豫定地百町歩位である

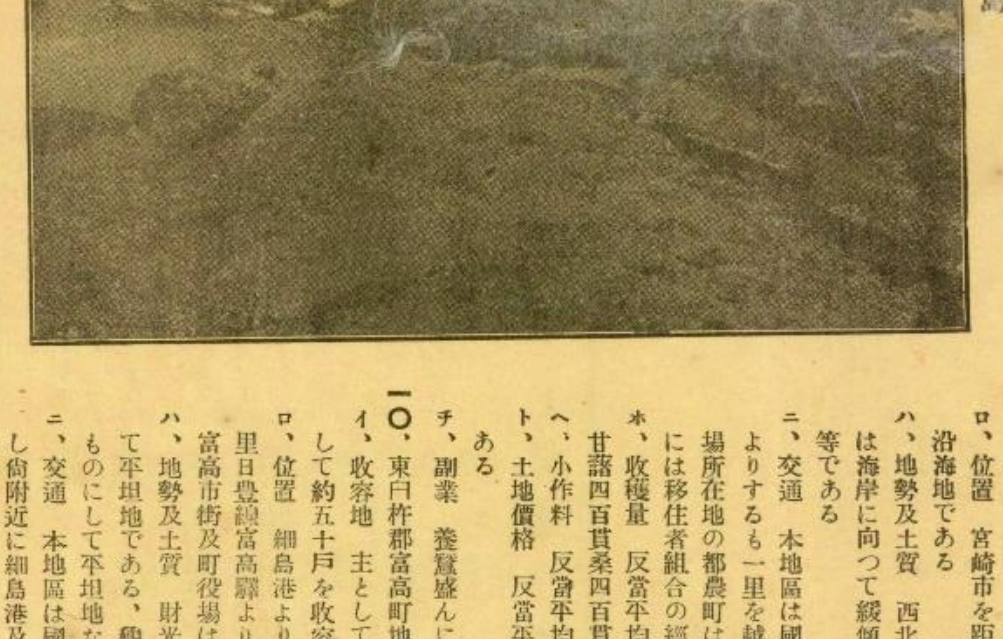
ホ、交通 漆野原、野尻原は宮崎市、小林町間の縣道に沿ひ鶴戶原地區は野尻村役場より南方約十町の地にあるも村道農道の設備あるを以て交通運搬上不便はない

ヘ、收穫量 水稻反當平均二石、陸稻一石三斗、麥、粟各一石、甘藷四百貫、桑三百貫を普通とす

ト、小作料 畑反當玄米一斗五升乃至二斗、古田は玄米八斗乃至一石內外

チ、土地價格 畑反當平均五十圓內外、山林原野四十圓內外古田二百五十圓位である

リ、副業 養蠶、養鷄に適す



青島

七、兒湯郡新田村地方

イ、收容地 全村を通じて百戶を收容し得る、主なる箇所は新田原、三財原及祇園原附近で土地は總て民有地である

ロ、位置 宮崎市を距る北方五里細島港を距る南方十二里、海岸を距る西方二里內外の所である

ハ、地勢及土質 本地は臺地上の概して平坦地である、土質は何れも腐植質壤土で地味は良好である、新田原地區には昭和四年昭和產業株式會社が畑地三百余町買收して桑園となし、養蠶場を經營してゐる

三財原は面積百九十町歩位あり、共に勢力不足してゐるため移住者の招致に勉めてゐる

ニ、交通 本地內は耕地整理道路縱橫に貫通して新田村役場佐土原町、三納代驛、高鍋町に通じ、日豐線三納代驛及同支線の佐土原驛は約一里內外にて達し物資は佐土原町、富田町、高鍋町に仰ぐ

ホ、收穫量 反當平均畑一石四斗、甘藷四百貫、大豆一石二斗、桑三百五十貫、附近古田玄米二石內外である

ヘ、小作料 反當平均畑玄米一斗乃至三斗、古田九斗內外

ト、土地價格 反當平均畑八十圓內外、山林原野六十圓、古田三百圓內外を普通とする

チ、副業 養蠶、畜產を主としてゐる

八、兒湯郡川南村地方

イ、收容地 全村に亘つて約二百戶の農業移住者を容るゝことが出來るが總て民有地で主に畑地であるけれども山林原野も少くない、此地域は面積約千六百町歩あるが目下水田が少いので、移住者は凡て畑作を營まなければならぬ、此の地は將來約千五百町歩の國營開田豫定地にて、計畫は完成してゐるけれど豫算の都合上未だ着手するに至らず、現在移住者の活動してゐる主なる地區は深田農場、豐原地區丸山北原地區、鵜戶の本地區、竹濱原地區、深水地區等である

ロ、位置 宮崎市を距る北方九里、細島港を距る南方八里の沿海地であつて日豐線川南驛から近くである川南村役場は中央部にある

ハ、地勢及土質 高原的平野で南北二里、東西一里半に及び西に山を負ひ東方は海岸に向つて緩傾斜をなし內部には軍馬補充部の用地がある、土質は腐植質壤土で地味は中等である

ニ、交通 本地は國道及縣道が南北に走り日豐線川南驛は東方海岸にあつて日用品の供給市場は主に高鍋町都農町で共に二里以內にあり、川南村內にても大低の日用品は求められる

ホ、收穫量 反當平均畑陸稻一石二斗內外、大豆、麥類一石內外、甘藷四百貫、蕓苔一石、粟一石五斗、桑四百貫內外古田は玄米一石九斗位である

ヘ、小作料 反當平均畑玄米二斗內外、古田九斗內外にて開墾地は普通二ヶ年乃至三ヶ年間無料にて耕作せしめるのは他地方と同一である

ト、土地價格 反當平均畑六十圓內外、山林原野五十圓內外古田は二百五十圓內外である

チ、副業 養蠶を主とし畜產及養鷄にも適し尙近來茶、苧麻を栽培するものが少くない

リ、學校 村內に小學校四校あり

九、兒湯郡都農町地方

イ、收容地、全町に亘り約八十戶收容する事が出來る、主なる箇所は三ヶ月原、朝草原、大師山、瓜生野原の民有地である

ロ、位置 宮崎市を距る北方十一里細島港を距る南方六里の沿海地である

ハ、地勢及土質 西北方に山を負ひ南方は名貫川に沿ひ東方は海岸に向つて緩傾斜をなし土質は腐植質壤土で地味は中等である

ニ、交通 本地區は國道に東接し日豐線都農驛は最も遠い點よりするも一里を越えず日用品其の他の供給市場たる町役場所在地の都農町は程近く交通は至便である三日月原地區には移住者組合の經營する共同販賣購買所もある

ホ、收穫量 反當平均畑陸稻一石三斗蕎麥一石二斗麥類一石甘藷四百貫桑四百貫古田玄米二石を普通とする

ヘ、小作料 反當平均畑二斗內外古田九斗內外である

ト、土地價格 反當平均畑六十圓乃至百圓古田三百圓內外である

チ、副業 養蠶盛んにして畜產、養鷄等も行はる

一〇、東臼杵郡富高町地方

イ、收容地 主として財光寺原、比良山及龜崎干拓地附近にして約五十戶を收容し得る見込である

ロ、位置 細島港より西方約一里、宮崎市を距る北方約十七里日豐線富高驛より十五町以內にあり

ハ、地勢及土質 財光寺原は西方に山を負ひ南方に小川ありて平坦地である、龜崎干拓地は細島灣の最奧地を干拓するものにして平坦地なり土質は砂質土にして地味中等である

ニ、交通 本地區は國道が南北に貫通する外縣道、里道完成し尙附近に細島港及富高驛を控へ交通は至便である

ホ、收穫量 反當平均水稻一石八斗內外麥類、豆類一石、甘藷四百貫、里芋四百貫內外を普通とする

ヘ、小作料 反當平均畑地二斗內外古田は八斗內外である

ト、副業 蔬菜の促成又は早造りに適し尙養蠶、養鷄、果樹等有望である

チ、土地價格 反當平均畑八十圓、山林原野五十圓、古田二百圓內外である

昭和七年六月五日印刷
昭和七年六月十日發行 【非賣品】
編輯兼發行人 宮崎縣耕地課移住係
印刷人 宮崎市高千穗通二丁目 壹岐晴繁
印刷所 宮崎市高千穗通二丁目 平和印刷所
宮崎縣